

かんこうせい

また、観光市場は、今日においては抽象的市場 (abstract market) であり、地域的にみると、観光客の送出し圏となる。ちなみに、わが国の観光市場は、アメリカおよび西ヨーロッパである。

(水田嘉憲)

かんこうせいさくしんぎかい 観光政策審議会 観光政策審議会は、昭和38・6・20観光基本法の公布施行に伴い、同日観光政策審議会令の公布施行により設けられた総理府の附属機関である。

同審議会の所掌事項、権限は、観光に関する重要事項について内閣総理大臣または関係各大臣の諮問に応じ調査審議するほか、諮問を前提としないでも内閣総理大臣または関係各大臣に意見を述べることである。

委員は30名以内の範囲で、内閣総理大臣が任命することとなっているが、昭和38・6・20には30名が任命され、その第1回の会議は同年7・5招集され、会長には日本商工会議所会頭足立正氏が互選され、会長代理には、足立会長から日本ホテル協会会長犬丸徹三、日本自然保護協会理事長田村剛の両氏が指名された。また、当日内閣総理大臣から諮問第1号として「国民所得倍増を目標とする長期経済計画に対応すべき観光施策について」が諮問され、同審議会は、この諮問に対する審議会の円滑な運営をはかるため、「総合政策部会」「国際観光部会」「国民観光部会」の3部会の設置を決定するとともに、諮問第1号に対する答申策定のための基本方針を次表のとおり定めた。

なお、同審議会は、米国のドル防衛策の強化、東京オリンピックに関連し、特に緊急かつ重要であり、適切な措置を講ずることにより、すみやかな効果を期待しうる事項について意見具申を行なった。

諮問第1号に対する答申案の策定方針

(38・7・5決定)

1 基本方針

諮問第1号に対する答申においては、わが国国際観光事業の飛躍的な拡大を期するとともに、健全な国民観光を保護、育成することを基本方針とする。

- (1) 国際観光事業については、わが国国際収支の改善、国際親善の増進を図るため、所得倍増計画において決定された目標年次(昭和45年度)における外客消費額6.1億ドル獲得を目標として、各般の施策を講ずる。
- (2) 国民観光については、国民所得水準の向上及び余暇時間の増大に対処するため、その健全な育成を図る。
- (3) 答申の内容となるべき長期観光計画の基準年次は、所得倍増計画に準ずるものとし、計画期間は、昭和39年度を初年度、昭和45年度を目標年次とする。

2 答申の策定にあたり検討すべき事項

(前提)

- (1) 長期観光施策策定の基本態度
- (2) 長期観光施策策定の前提条件
- (3) 目標年次における観光事業及び観光の規模と構造

(国際観光に関する施策)

- (1) 対外観光宣伝の強化
- (2) 外客の旅行障害の除去と接遇案内の改善
- (3) 宿泊施設及び観光諸施設の整備
- (4) 国際協力の促進
- (5) 観光地域及びルートの開発
- (6) その他必要な事項

(国民観光に関する施策)

- (1) 旅行消費の増加にともなう消費者保護に関する施策

- (2) 低所得者層の健全な旅行を可能にするための施策
- (3) 未開発地域の観光開発による地域格差是正のための施策
- (4) その他必要な事項

(総合施策)

- (1) 行政機構の整備
- (2) 関係法令の整備
- (3) 資金対策
- (4) 税制上の措置
- (5) 観光資源の保護、育成
- (6) 観光環境の整備
- (7) その他必要な措置

(金田 徹)

かんさんしゃりょうひやくキロあたりけいしゅうりょう 換算車両100キロ当り軽油使用量 $けん(率)$ 引車数とその走行キロとの相乗積を仕事とみなし、その100km単位当りに消費した軽油の量をいい、消費した軽油の量を換算車両キロで除し、それを100倍したもので表わされる。換算車両100キロ当り石炭消費量と同じく、ディーゼル機関車・気動車の燃料消費量の成績判定に用いられている。

換算車両100キロ当り軽油使用量は、次の式によって求められる。

$$A = B / NXS \times 100$$

A: 換算車両100km当り軽油使用量 (l)

B: 軽油消費量 (l)

N: 換算車両数 (両)

S: 走行距離 (km)

昭和38年度国鉄平均換算車両100キロ当り軽油使用量は

ディーゼル機関車 9.75l

気動車 12.63l

である。→運転用燃料油。機関車1キロ当り軽油使用量。動車1キロ当り軽油使用量。列車1キロ当り軽油使用量。

(谷沢精一)

かんさんしゃりょうひやくキロあたりでんりょくしゅうりょう 換算車両100キロ当り電力使用量 *換算車両100キロ当り軽油使用量および換算車両100キロ当り石炭使用量と全く同じ考え方で、けん引車数とその走行キロとの相乗積を仕事量とみなし、その100km単位当りに消費した電力使用量をいうもので、消費した電力の使用量を換算車両キロで除し、それを100倍したもので表わしている。換算車両100キロ当り電力使用量は、次の式によって求められる。

$$A = B / NXS \times 100$$

A: 換算車両100km当り電力使用量 (KWH)

B: 電力消費量 (KWH)

N: 換算車両数 (両)

S: 走行距離 (km)

なお、昭和38年度国鉄平均換算車両100km当り電力使用量は、電気機関車でけん(率)引される列車、16.16KWH、電車列車、40.14KWHである。→運転用電力。機関車1キロ当り電力使用量。列車1キロ当り電力使用量。

(岩田利幸)

かんせんこうじきょく 幹線工務局 国鉄の支社の地方機関(地方において国鉄の業務を分掌している機関であって国鉄の従たる事務所をなすもの)。東海道新幹線の調査、測量および設計ならびに、これに関連して必要となる新幹線用地および施設の保存および管理を担当させるため、昭和33・4・1に本社の幹線調査室に、幹線調査所を設置したが、同年8・16には、これを発展的に解消し、地方機関として東京幹線調査事務所を設置した。次いで工事が認可され、着工段階となったので、昭